



Point 権限濫用禁止の原則に関する判例

- 個室付浴場を阻止する目的で、風俗営業取締法（当時）が児童福祉施設から200m以内での個室付浴場の営業が禁止されることに着目して、急遽、県知事が行った児童福祉施設の設置認可が「行政権の著しい濫用による」として、違法とした判例がある（最判昭53.5.26）。



CHECK

最判昭53.5.26について

この判例は、「行政裁量」にて詳しく取り扱います。



CHECK

比例原則が問題となる場合の例

普通自動車運転免許停止処分は、通常、酒気帯び運転のような重大な違反に課せられるものですが、A県の県道を走行中にBがスピード違反（時速10kmの速度超過）をしたことのみを理由に、A県公安委員会は、Bの普通自動車運転免許停止処分をしたというような場合です。

(3) 比例原則

「比例原則」とは、目的と手段の均衡を要求する法原則をいう。不必要な規制や過剰な規制を禁止するものであり、ある目的を達成するために規制効果は同じであっても規制される利益に対する制限の程度がより少ない代替手段が存在する場合には、当該規制は許されないとされる。例えば、警察官職務執行法1条2項が「目的のため必要な最小の限度において用いるべきもの」と規定しているのは、この趣旨である。

(4) 平等原則

「平等原則」は、日本国憲法14条（法の下での平等）により基礎づけられるものであり、行政機関は合理的な理由なく、国民を不平等に取り扱ってはならないとするものである。

これは、行政機関による恣意的な差別的取扱いを禁止することに主眼がある。例えば、地方自治法244条3項が「普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない」と規定しているのは、この趣旨です。

第4 行政法の適用範囲（行政上の法律関係）

B

従来は、実定法を公法関係と私法関係に二分し、両者を峻別する考え方（公法私法二元論）が有力であった。しかし、日本国憲法の下、裁判制度が最高裁判所を頂点とする「司法権」に統一され、行政法を民事法の特別法とみるような考え方も生まれた。

行政上の法律関係について、判例は、個別の局面において、民法の適用をはじめとする法の適用関係を判断している。もっとも、民法の規定のうち、①権利濫用禁止の原則や信義誠実の原則のような法の一般原則や、②期間の計算のような法技術上の約束については、行政上の法律関係にも適用されることについては争いがない。



Point 私法の規定が適用されるとされた判例

- 国税滞納処分の差押え（最判昭31.4.24）
国税滞納処分による差押えには、民法の対抗要件の規定（177条）が適用される。
- 供託金払戻請求事件（最判昭45.7.15）
供託金払戻請求権については、民法167条1項により、10年が消滅時効期間となる。
- 公営住宅の使用関係（最判昭59.12.13）
公営住宅の使用関係については、公営住宅法およびこれに基づく条例に特別の定めがない限り、原則として民法および借家法（現借地借家法）の適用があり、その契約関係を規律するについては信頼関係の法理の適用がある。
- 道路の位置指定と物権的請求権（最判平9.12.18）
建築基準法の道路位置の指定を受け現実に開設されている道路を通行することについて日常生活上不可欠の利益を有する者は、当該道路の通行をその敷地の所有者によって妨害され、または妨害されるおそれがあるときは、特段の事情がない限り、敷地所有者に対してその妨害行為の排除および将来の妨害行為の禁止を求める権利（人格権的権利）を有する。
- 地方公共団体の長が行う契約締結と民法（最判平16.7.13）
普通地方公共団体がその関連団体と契約を結ぶ場合、当該普通地方公共団体の長が代表して行う契約の締結には、民法108条（自己契約・双方代理の禁止）の規定が類推適用される。もっとも、議会が長による双方代理行為を追認したときには、民法116条の類推適用により、議会の意思に沿って本人である普通地方公共団体に法律効果が帰属する。
- 安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求権（最判昭50.2.25）
国に対する安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求権の消滅時効は、金銭の給付を目的とする国の権利及び国に対する権利につき5年とする会計法30条は適用されず、民法167条1項により10年である。



CHECK

参照条文：民法108条

同一の法律行為については、相手方の代理人となり、又は当事者双方の代理人となることはできない。ただし、債務の履行及び本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。



CHECK

参照条文：民法116条

追認は、別段の意思表示がないときは、契約の時にさかのぼってその効力を生ずる。ただし、第三者の権利を害することはできない。

Point 私法の規定が適用されないとされた判例

- **農地買収処分と民法177条（最判昭28.2.18）**
自作農創設特別措置法に基づく農地買収処分は、国家が権力的手段をもって農地の強制買上を行うものであって、民法上の売買とはその本質を異にするものである。したがって、私経済上の取引の安全を保障するために設けられた民法177条の規定は適用されない。
- **建築基準法65条と民法234条（最判平元.9.19）**
建築基準法65条は、防火地域または準防火地域内にある外壁が耐火構造の建築物について、その外壁を隣地境界線に接し設けることができる旨を規定しているが、これは、同条所定の建築物に限り、その建築については相隣関係を定めた民法234条1項の規定の特則として、民法の規定の適用が排除される旨を定めたものと解するのが相当である。
- **公営住宅相続人使用権事件（最判平2.10.18）**
公営住宅法は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で住宅を賃貸することにより、国民生活の安定と社会生活の増進に寄与することを目的とするものである。そのために、公営住宅の入居者を一定の条件を具備する者に限定しているのであって、入居者が死亡した場合には、その相続人が公営住宅を使用する権利を当然に承継すると解する余地はないというべきである。

CHECK

農地買収処分に関する判例の整理

判例は、農地買収処分にあたって誰を「所有者」とみるかについては民法177条が適用されず、農地委員会が所有者でない者を「所有者」とみて農地買収処分をしたことは違法であるとしています（最判昭28.2.18）。

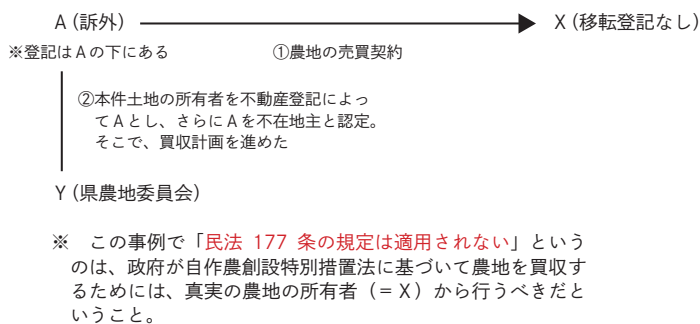
一方、農地買収処分によって国が農地の所有権を取得した「後」の法律関係については民法177条が適用されるため、第三者は登記があれば国に対して所有権の取得を対抗することができるとしています（最判昭39.11.19、最判昭41.12.23）。

CHECK

参照条文：民法234条1項

建物を築造するには、境界線から50センチメートル以上の距離を保たなければならない。

〔農地買収処分と民法177条（最判昭28.2.18）〕



第5 行政組織法

行政権は、誰に帰属するのだろうか。行政側の権利義務の帰属主体は誰なのだろうか。これが「行政主体」という概念である。行政主体は、実際には頭脳も肉体も持っていないので、実際に行動する自然人が必要となる。これが「行政機関」である。

A

過去問出題実績一覧表

第1編 行政法総論		
第1章 行政法の基礎		
第1 行政法とは何か	C	なし
第2 法律による行政の原理	C	なし
第3 行政法の一般原則	C	H24
第4 行政法の適用範囲（行政上の法律関係）	B	H18、H22、H23、H25
第5 行政組織法	A	H18、H21、H22、H24、H25、H27
第6 公物に関する法律関係	C	H23
第7 国家公務員	A	H21、H22、H25、H26、H27
第2章 行政活動の種別		
第1 行政活動の分類	C	なし
第2 主な行政活動	C	なし
第3章 行政立法		
第1 行政立法とは	B	H20、H23、H27
第2 法規命令	B	H26
第3 行政規則（行政命令・行政規程）	B	H19、H22
第4章 行政行為		
第1 総説	C	なし
第2 行政行為の分類	B	H19、H25
第3 行政行為の効力	C	H28
第4 行政裁量	A	H21、H22、H23、H24、H25、H28
第5 行政行為の瑕疵	B	H23、H28
第6 行政行為の取消し	B	H20、H28
第7 行政行為の撤回	B	H18
第8 行政行為の附款	B	H24、H26
第5章 行政上の強制手段		
第1 総説	A	H18、H22、H23、H27
第2 行政強制	A	H19、H21、H23記
第3 行政罰	B	H21、H25、H28記
第4 行政調査	B	H20、H26
第6章 行政契約・行政指導・行政計画		
第1 行政契約	B	H20、H24
第2 行政指導	B	H19
第3 行政計画	B	H21
第7章 行政手続法		
第1 行政手続	C	H28

第2 行政手続法総説	B	H21、H23
第3 申請に対する処分に関する手続	A	H19択記、H20、H22、H24、H25、H26、H27、H28
第4 不利益処分手続	A	H18、H19、H21、H25、H26
第5 行政指導手続	A	H18、H22、H27
第6 処分等の求め	B	H28
第7 届出手続	C	H20
第8 命令等の制定手続	B	H18、H22、H24、H27
第9 適用除外	B	なし
第2編 行政救済		
第1章 行政不服審査法		
第1 行政不服審査法の意義	C	H20
第2 不服申立ての種類	A	H24
第3 不服申立ての要件	A	H19
第4 不服申立ての審理	A	H18、H22、H28
第5 不服申立手続の終了	A	H21、H22、H24、H27、H28
第6 執行停止制度	B	H18、H19
第7 情報の提供および公表	B	H26
第2章 行政事件訴訟		
第1 行政事件訴訟	B	H19、H22
第2 取消訴訟総説	B	H18、H26
第3 取消訴訟の訴訟要件	A	H18記、H20、H21、H22、H24、H25記、H26、H28
第4 取消訴訟の審理と判決	A	H19、H20、H21記、H22択記、H25、H27択記
第5 執行停止制度	A	H23、H27
第6 無効等確認の訴え	B	H19、H24、H25
第7 不作為の違法確認の訴え	B	H20、H26
第8 義務付けの訴え	B	H20記、H23、H25
第9 差止めの訴え	B	なし
第10 当事者訴訟	B	H21、H23、H24記、H25
第11 取消訴訟等の提起に関する事項の教示	B	H18
第3章 国家賠償法		
第1 国家賠償法の沿革・概要	C	なし
第2 国家賠償法1条に基づく責任	A	H18、H20、H21、H23、H24、H25、H26、H27、H28
第3 国家賠償法2条に基づく責任	A	H19、H21、H22、H23、H24、H27
第4 賠償責任者	B	なし
第5 民法・特別法との関係	B	H25

第6 相互保証主義	C	なし
第4章 損失補償		
第1 損失補償の概念・根拠	C	なし
第2 損失補償が問題となる場面	B	H20、H26、H28
第3 国家賠償と損失補償の谷間	C	なし
第3編 地方自治		
第1章 地方自治の法原理と歴史		
第1 地方自治の意義・根拠	B	H24
第2 地方自治の本旨	C	なし
第3 地方自治法の制定	C	なし
第2章 地方公共団体の種類		
第1 地方自治法上の「地方公共団体」	C	なし
第2 普通地方公共団体	B	H18、H20、H22
第3 特別地方公共団体	B	H27
第4 地縁による団体	C	なし
第5 広域連携	C	H21、H25
第3章 地方公共団体の事務		
第1 普通地方公共団体が処理する事務	C	なし
第2 自治事務と法定受託事務	B	H18、H21
第3 市町村の事務と都道府県の事務	C	なし
第4 国における地方公共団体に関する原則等	C	なし
第5 地方公共団体の事務処理の基本原則	C	なし
第4章 普通地方公共団体の組織		
第1 普通地方公共団体の組織の特徴	C	なし
第2 議会	B	H19
第3 執行機関	B	H23、H24、H26
第5章 住民の権利・義務		
第1 総説	B	H22
第2 選挙権・被選挙権	C	なし
第3 直接請求	B	H19
第4 住民監査請求・住民訴訟	A	H18、H19、H20、H21、H22、H23、H25、H26、H27
第5 公の施設の利用権	B	H22、H23、H26記
第6章 条例・規則		
第1 条例	A	H18、H19、H25、H26、H27、H28
第2 規則	C	なし
第7章 地方公共団体の財務		
第1 会計年度	C	なし

第2 予算	C	H28
第3 決算	C	なし
第4 収入と支出	C	なし
第5 契約	B	H19
第6 現金および有価証券	C	なし
第7 時効	B	H20
第8章 関与等・係争処理手続		
第1 関与等	B	H20、H28
第2 紛争処理手続	B	H20、H24